

# 消費税及び地方消費税の取り扱いについて

2019/2/7

2019年10月より消費税及び地方消費税（以下、消費税）が8%から10%へ引き上げられる予定となっています。

これにより当院の予算における消費税の扱いは、委託などの役務提供については、以下の表のとおりとしています。

税率	内容
8%	業務の完了（工期、履行期限）が2019年9月30日までのもの
	2019年3月31日までに契約を締結し、業務の完了が2019年10月1日以降のもの （ただし、2019年4月1日以降に、増額変更契約を行った場合、増額分は10%が適用される。）
10%	2019年4月1日以降に契約を締結し、業務の完了が2019年10月1日以降のもの
	2019年4月1日以降に契約を締結し、業務の完了が当初2019年9月30日までであったが、2019年10月1日以降に工期延長したもの

\*\*\*\*\*

このことから「近江八幡市立総合医療センター総合医療情報システム更新に関するコンサルティング業務委託契約」は、2019年3月20日に契約を締結する予定ですので、「プロポーザル企画提案書作成要領」及び「プロポーザル審査要領」にあります消費税率については次のとおりとします。

- ・ **見積書** (2019年4月1日～2020年3月31日工期分) **8%**  
評価基準の見積金額は、消費税8%の見積金額により配点します。
- ・ **参考見積書** (2020年4月1日～2021年3月31日工期分) **10%**

.....  
以上